

東村新規就農者育成センター建設工事（設備）

図 面 目 録

令和 8 年度

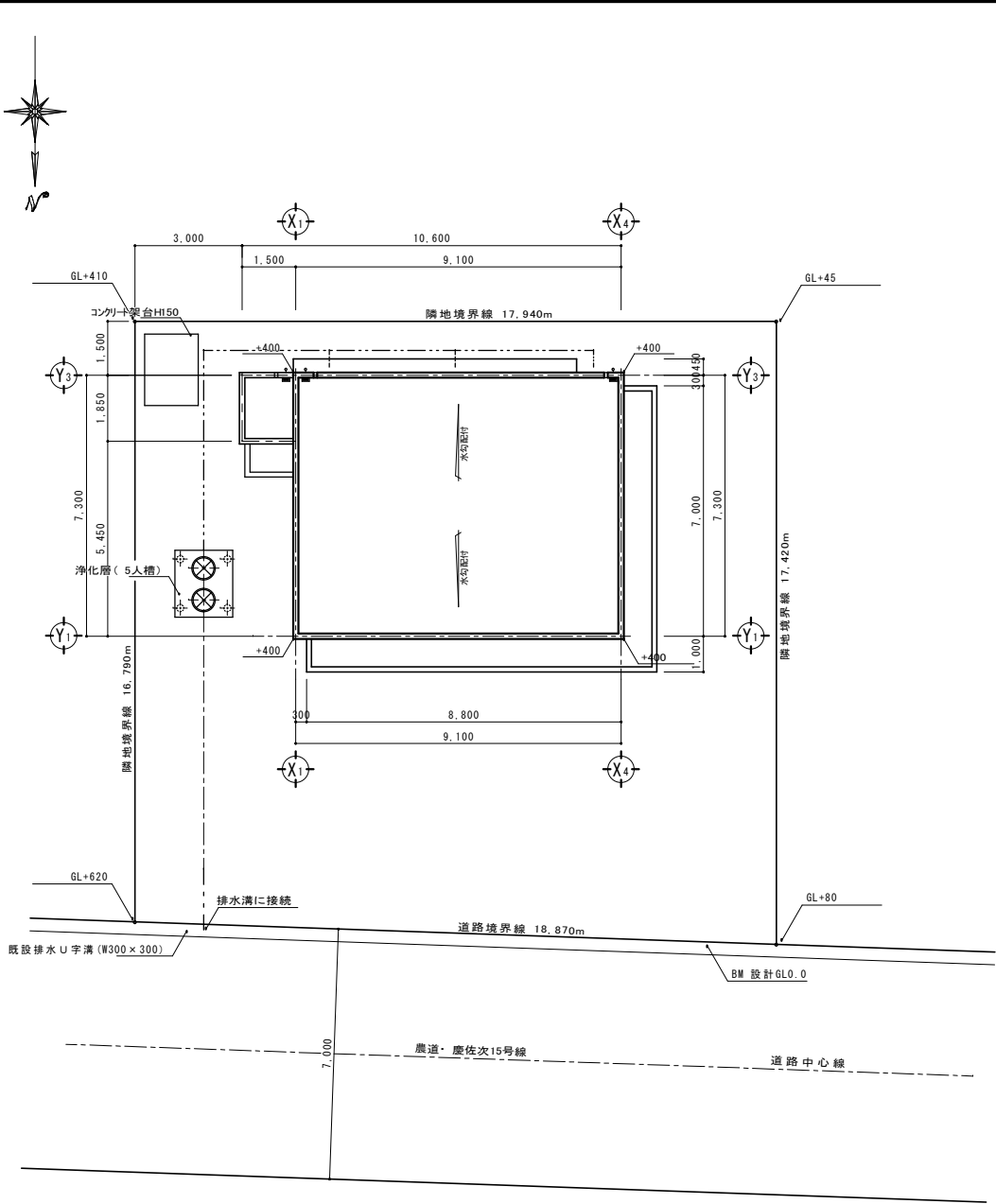
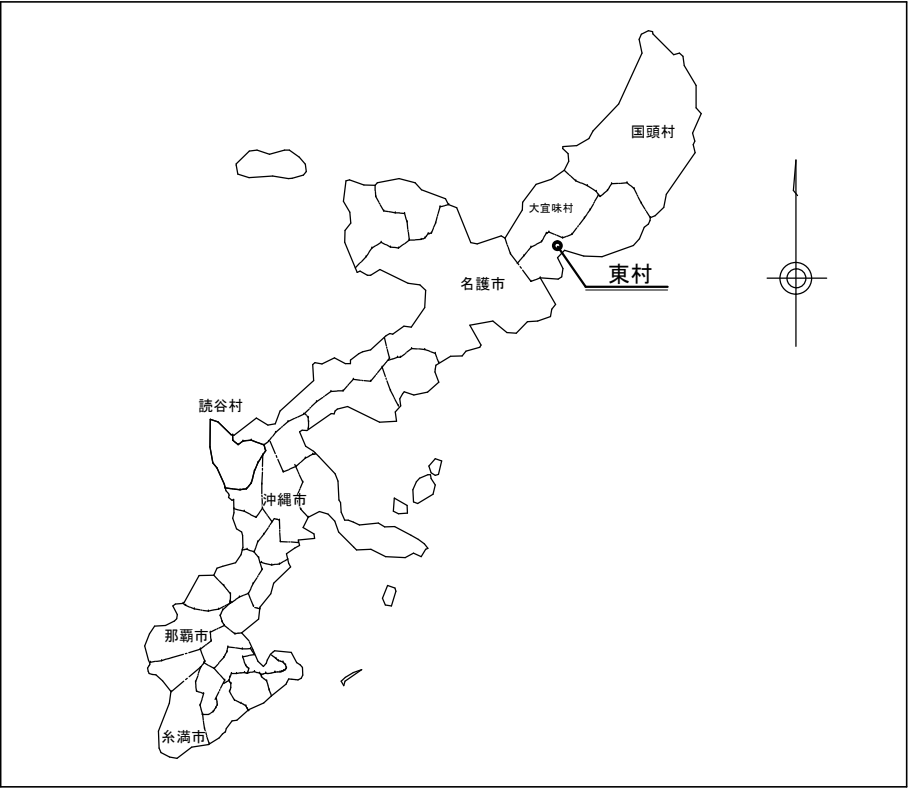
電 気 設 備 図			機 械 設 備 図		
図面番号	図面名称	縮尺（A1：A3）	図面番号	図面名称	縮尺（A1：A3）
E-00	案 内 図 ・ 配 置 図	—	M-01	建築工事特記仕様書（機械設備工事）－ 1	—
E-01	建築工事特記仕様書（電気設備工事）－ 1	—	M-02	建築工事特記仕様書（機械設備工事）－ 2	—
E-02	建築工事特記仕様書（電気設備工事）－ 2	—	M-03	建築工事特記仕様書（機械設備工事）－ 3	—
E-03	建築工事特記仕様書（電気設備工事）－ 3	—	M-04	建築工事特記仕様書（機械設備工事）－ 4	—
E-04	機 器 参 考 姿 図	—	M-05	機 器 表 ・ 凡 例	—
E-05	照 明 設 備 平 面 図	1：25＝1：50	M-06	給排水設備平面詳細図	1：50＝1：100
E-06	幹線・コンセント設備平面図	1：25＝1：50	M-07	R階給排水設備平面詳細図	1：50＝1：100
E-07	幹線系統図、屋根伏図	—	M-08	換 気 設 備 平 面 詳 細 図	1：50＝1：100
			M-09	浄 化 槽 設 備 図	1：40＝1：80

東 村 役 場 農 林 水 産 課



■ 広域案内図

NON SCALE



配置図 S=1:100

工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事(電気)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	東村字慶佐次718-212、718-210			図面名称	案内図・配置図	
発注機関	東村役場農林水産課			縮 尺	A1=1:600 A3=1:1,200	
摘 要				図面番号	E-00	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	有限会社 結 設 計	
				資格者氏名	又吉 大輔 第369342号	
				登 録 番 号	第173-3734号	
				所 在 地	名護市宮里三丁目29番15号	

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

沖縄県土木建築部

令和7年10月 改定版

1 工事概要

(1) 工事名：東村新規就農者育成センター設備工事(電気)

(2) 工事場所：東村字慶佐次718-212、718-210

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(㎡)	消防法施行令別表第一
育成センター	RC造平屋建て	69.21	(15)項
計		69.21	

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	育成センター		屋外
電灯設備	○		
動力設備			
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備			
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備			
中央監視制御設備			
構内配電線路			
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8年 8月 日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8年 8月 日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（. . .）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

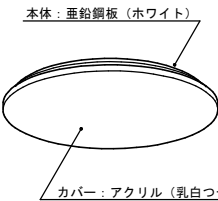
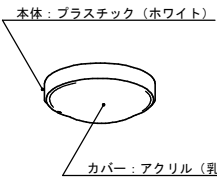
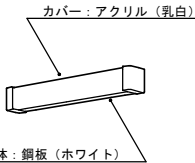
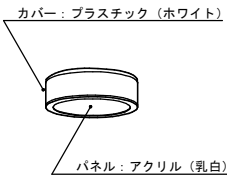
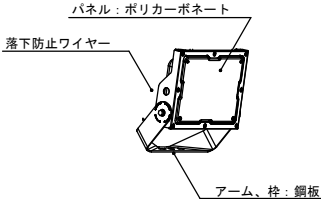
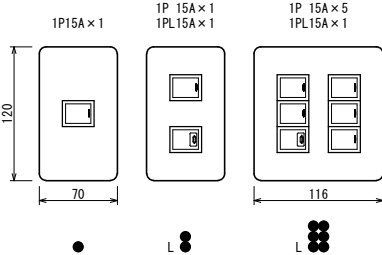
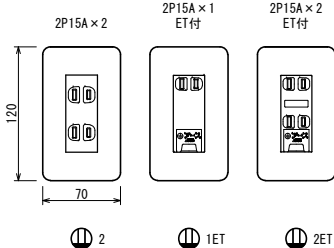
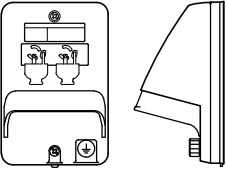
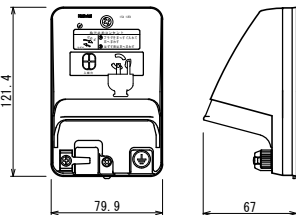
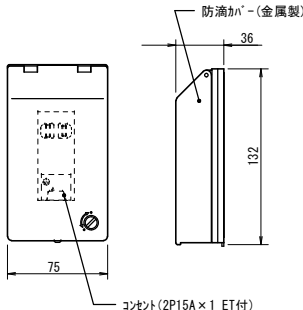
落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事(電気)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	東村字慶佐次718-212、718-210	図面名称	特記仕様書（電気設備）－ 1
発注機関	東村役場農林水産課	縮 尺	A1＝N/S A3＝N/S
摘 要		図面番号	E－01
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	有限会社 結 設 計	
	資格者氏名	又 吉 大 輔	第369342号
	登 録 番 号	第173-3734号	
	所 在 地	名護市宮里三丁目29番15号	

[illegible]

○ 18	工事の保険等	（１）次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 （２）建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 （３）建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。			（４）受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 （５）建築物等の利用に関する説明書について ・ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 （６）受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	○	33	耐震施工	（１）耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ （２）建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエクスパンションジョイント部の配線は、図示によるほか標準図による措置を施す。 （３）架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。		
			24	情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。		34	磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。		
○ 19	ゆいくる材について	（１）ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 （２）ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。			（１）現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 （２）受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 （３）沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。	○	35	その他	（１）受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 （２）以下の負担金は受注者の負担とする。 ・電力引込に係る負担金（ 円） （３）図示されたものを除き、以下による。 ○位置ボックスは（・金属製 ○合成樹脂製 ・ ）とする。 ○フラッシュプレートは（・樹脂製 ○ステンレス製 ・黄銅WB製 ・ ）とする。 ○長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ○一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。		
別表ー1（関連工事との取り扱い）											

TYPE-A	ベースライト	TYPE-B	ベースライト	TYPE-C	ベースライト	TYPE-D	ベースライト	TYPE-E	ベースライト	TYPE-F	ダウンライト
	LED(5000K) 6500lm 43.1W		LED(5000K) 3000lm 20.3W		LED(5000K) 3000lm 20.1W		LED(5000K) 1500lm 11.6W		LED(5000K) 1400lm 11.6W		LED(5000K) 1300lm 11.6W
											
公共施設型番：LSS9-4-65		公共施設型番：LSS9-4-30		公共施設型番：LSS9-2-30		公共施設型番：LSS9-2-15		公共施設型番：LSS9MP/RP-2-14		公共施設型番：LRS1-13	
TYPE-G	シーリングライト	TYPE-H	シーリングライト	TYPE-I	ブラケットライト	TYPE-J	シーリングライト	TYPE-K	投光器		
	LED(6200K) 3699lm 27.7W		LED(5000K) 965lm 10.7W		LED(5000K) 840lm 9.5W		LED(2700K) 530lm 5.9W		LED(5000K) 6300lm 43.3W		
											
器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す			
	スイッチ		コンセント		防雨コンセント		入線機能付防水コンセント		トイレ用防滴コンセント		
	樹脂プレート		樹脂プレート		2PE15A×2 LK ET付		2PE15A×1 LK ET付		2P15A×1 ET付		
											
器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す		器具形状は一例を示す			

記号	名称	備考
	電灯分電盤	分電盤結線図参照
	LED ベースライト	照明器具姿図参照
	LED ダウンライト、シーリングライト	照明器具姿図参照
●	タンブラースイッチ	1P15A 樹脂プレート
●L	ハイドロキスイッチ	1PL15A 樹脂プレート
	埋込コンセント	2P15A×2 樹脂プレート
	埋込コンセント	2P15A×2 ET付 樹脂プレート
	埋込コンセント	2P15A×1 ET付 防滴カバー
	防水コンセント	2P15A×2 E, ET付 LK
	ジャンクションボックス	樹脂製
	回路番号	
	天井換気扇	別途機械設備工事

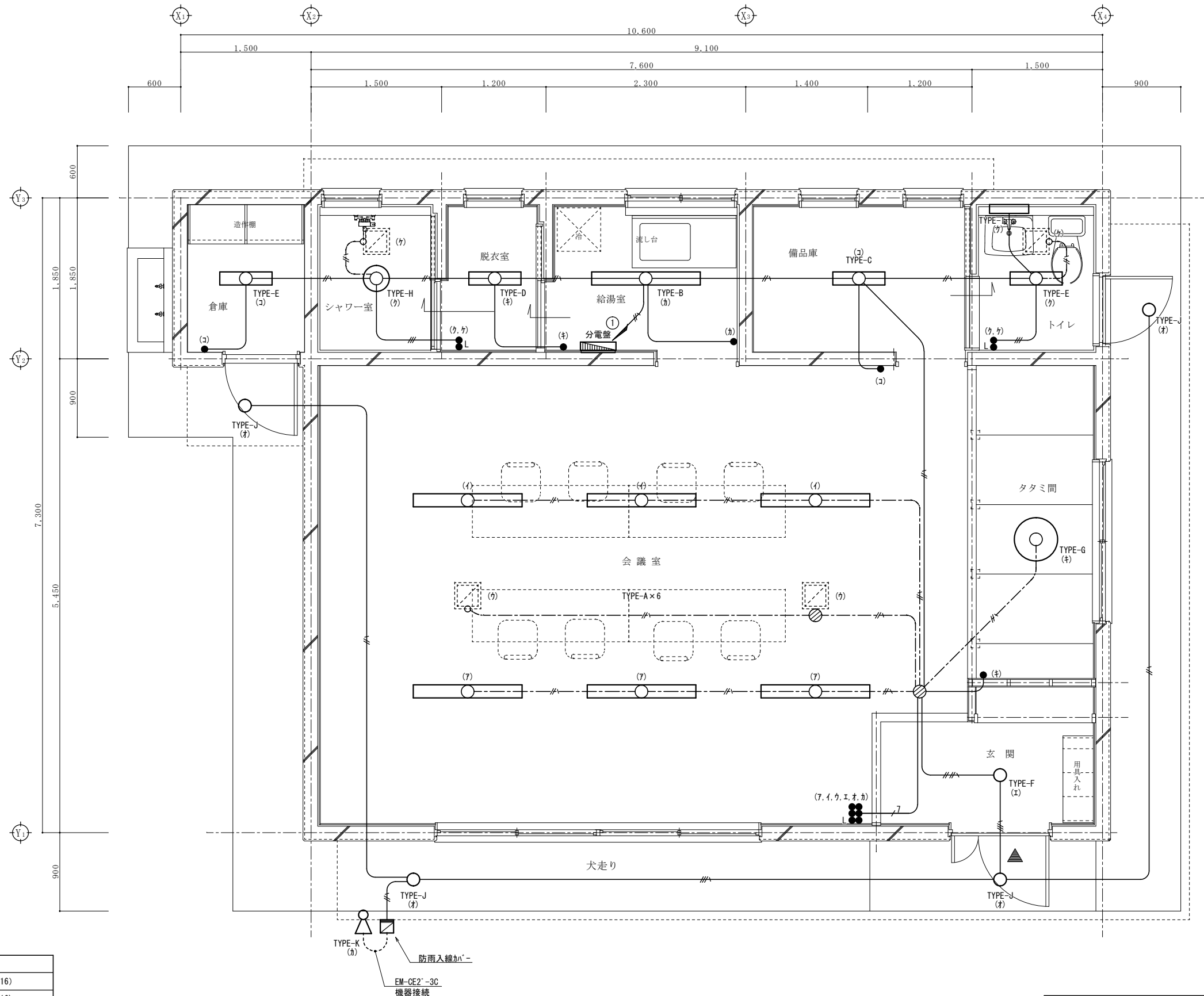
注記)

- 電灯回路において、分電盤より第1ボックスまでは2.0とし、コンセント回路においては全て2.0とする。（接地線は1.6）
- 特記なき配線器具の取付高さは次による。
スイッチ：FL+1300 コンセント：FL+300
- ブラケットライト等取付高さは参考とし、監督員と協議の上決定するものとする。
- 躯体貫通部分は電線管にて保護する。
- 照明の色温度に関しては、照明器具発注前に施主に確認すること。
- 位置ボックスに関しては全てV E製とする。
- 照明器具の定格消費電力は、JIS C 8105-3 に規定する方法により測定算出された値とする。
- 照明器具の消費電力は、一般社団法人日本照明器具工業会のガイド114による。

■施工種別

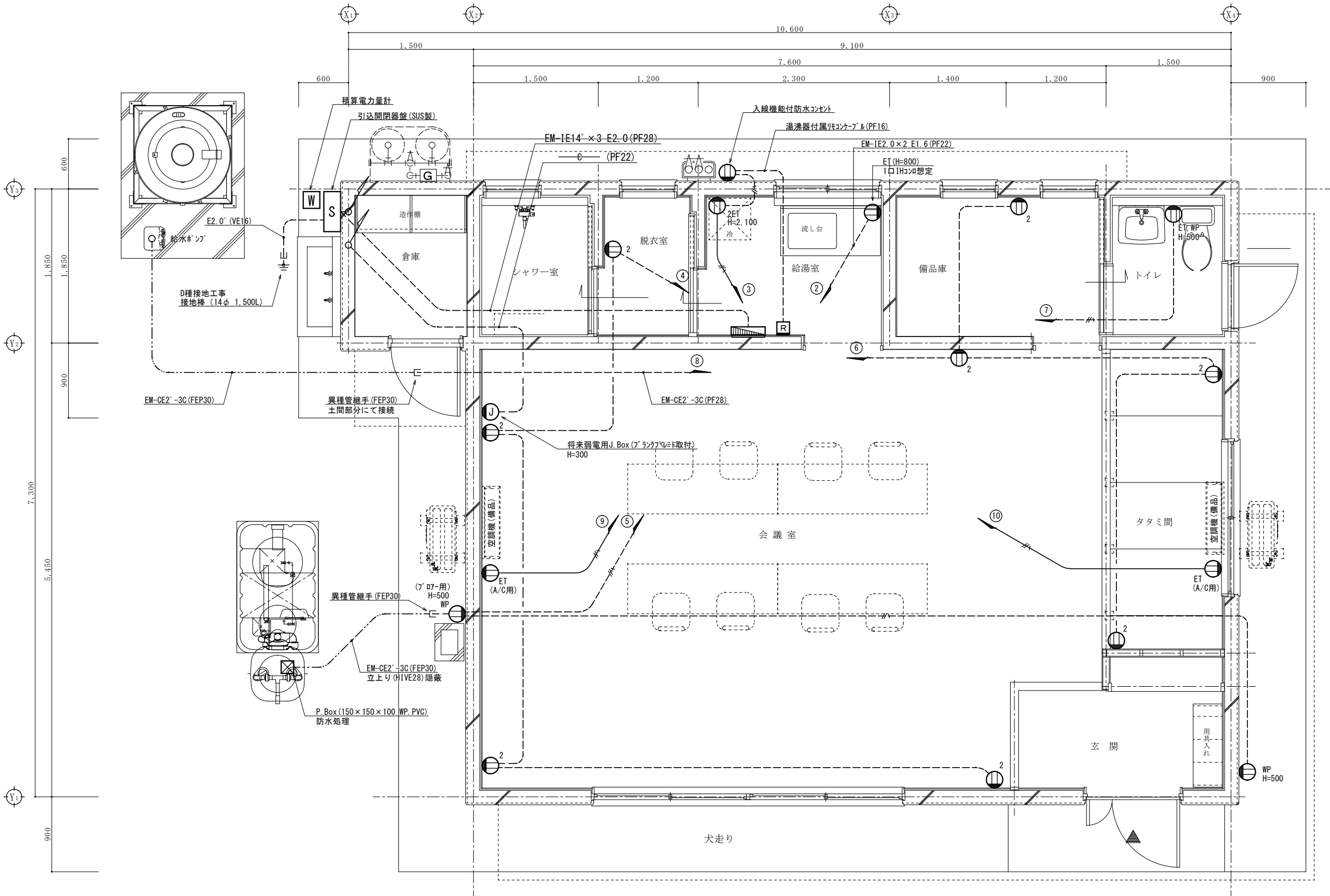
- ：天井インベイ配管
- ：床埋込配管
- - - - -：天井内コロガシ
- - - - -：土中埋設配管

工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事(電気)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	東村字慶佐次718-212、718-210	図面名称	機器参考姿図
発注機関	東村役場農林水産課	縮 尺	A1=N/S A3=N/S
摘 要		図面番号	E-04
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	有限会社 結 設 計	
	資格者氏名	又 吉 大 輔 第369342号	
	登 録 番 号	第173-3734号	
	所 在 地	名護市宮里三丁目29番15号	

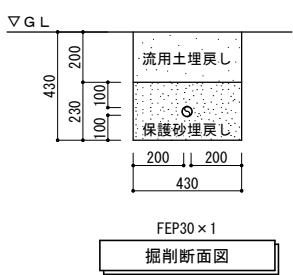


記入なき配管配線は、下記による。	
	EM-1E2.0 x 2 E1.6 (PF16)
	EM-1E1.6 x 2 (PF16)
	EM-1E1.6 x 3 (PF16)
	EM-1E1.6 x 7 (PF22)
	EM-1E1.6 x 2 E1.6 (PF16)
	EM-1E1.6 x 3 E1.6 (PF16)
	EM-1E1.6 x 4 E1.6 (PF16)
	EM-EEF1.6-3C (天井ホック)

工事名称		東村新規就農者育成センター設備工事(電気)	工事年度	令和 8 年度
工事場所		東村字慶佐次718-212、718-210	図面名称	照明設備平面図
発注機関		東村役場農林水産課	縮 尺	A1=1:25 A3=1:50
摘 要			図面番号	E-05
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称 有限会社 結 設 計
				資格者氏名 又 吉 大 輔 第369342号
				登 録 番 号 第173-3734号
				所 在 地 名護市宮里三丁目29番15号



記入なき配管配線は、下記による。	
	EM-IE2.0×2 (PF16)
	EM-IE2.0×2 E1.6 (PF16)



工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事(電気)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	東村字慶佐次718-212、718-210	図面名称	幹線・コンセント設備平面図
発注機関	東村役場農林水産課	縮 尺	A1=1:25 A3=1:50
摘 要		図面番号	E-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 名 称	有限会社 結 設 計
		資格者氏名	又 吉 大 輔 第369342号
		登 録 番 号	第173-3734号
		所 在 地	名護市宮里三丁目29番15号

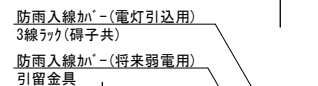


Figure 1 is a wiring diagram for a three-phase power supply system. It shows a three-phase supply (1φ 3W) entering a building through a meter (積算電力量計) and a switch (引込開閉器). The main switch is labeled MCCB3P 50AF 50AT. The wiring is labeled EM-1E14' x 3 (PF28). The system is grounded (ED). A detailed view of the switch mechanism is shown on the right, labeled 電灯分電盤 and ELBSP30AF50AT (中性能欠相保護付).

The technical drawing illustrates the KLEINER KUBUS 600 refrigerator from three perspectives:

- Top View:** Shows the width of 370 mm and the depth of 625 mm. The door thickness is 30 mm. The distance between the inner and outer doors is 465 mm.
- Front View:** Shows the overall height of 920 mm and the width of 370 mm. A small logo is visible at the bottom center of the door.
- Internal View:** Shows the interior layout, including a freezer compartment at the bottom left, a main refrigerated compartment with shelves and drawers, and a door with multiple storage compartments.

Technical drawing of a curved structural element, likely a part of a machine or vehicle. The drawing shows a side profile of a curved beam or arm. A dimension line at the top indicates a length of 356,5. A vertical dimension line on the right indicates a height of 320. The drawing is a line drawing with no shading.

- | | | | | | | |
|------|-----------------------|-----|-----|-------|------------------|------------------|
| 工事名称 | 東村新規就農者育成センター設備工事(電気) | | | 工事年度 | 令和 8 年度 | |
| 工事場所 | 東村字慶佐次718-212、718-210 | | | 図面名称 | 幹線系統図、屋根伏図 | |
| 発注機関 | 東村役場農林水産課 | | | 縮 尺 | A1＝1：50 A3＝1：100 | |
| 摘 要 | | | | 図面番号 | E－O 7 | |
| 検 印 | 管理建築士 | 設 計 | 製 図 | 設 計 者 | 名 称 | 有限会社 結 設 計 |
| | | | | | 資格者氏名 | 又 吉 大 輔 第369342号 |
| | | | | | 登録番号 | 第173-3734号 |
| | | | | | 所 在 地 | 名護市宮里三丁目29番15号 |

項目

特記事項

<

項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																							
〇 20	ゆいくる材について	(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。 (1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	26 情報共有システムの使用	ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ◎「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。 主機械室に機器等の取扱方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。	〇 2 配管材料 (2.1.2) 3 埋設配管 (2.7.1) 4 保温工事 (3.1.1) 5 塗装 (3.2.1) 〇 6 仮設工事 (4.1.1)	管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。 ・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（ ・コンクリート製 ・鉄製 ）とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（ ・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																			
		設置する備品等の種類		数量	設置する備品等の種類	数量																																																							
〇 21	機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	27 標識その他 (1.7.4)	〇 7 土工事 (4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※構内敷き均し ・構内たい積 ※場外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ km ） 搬出先基準（条件）（ ）	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																																							
〇 22	技能士 (1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○配管施工（建築配管作業） ○断熱縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空調調和機器施工（冷凍、空調調和機器施工作業） ○建築板金施工（ダクト板金作業）	28 機材 29 施工 30 耐震施工	〇 8 その他																																																									
23	化学物質の濃度測定 (1.5.10)	(1) 測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引液は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													31 磁気探査 〇 32 墜落制止用器具 〇 33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 〇 34 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用において	空気調和設備工事	1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 5 設計温湿度条件	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は（ ・鋼板 ・アルミニウム板 ）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・アングルフランジ ・コーナーボルト（ ・共板フランジ ・スライドオンフランジ ） ）工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><th></th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th><th>温度（℃）</th><th>湿度（％）</th></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td></td><td>28℃</td><td>50%</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内（ ）			温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃		28℃	50%	冬季																							
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																										
	外気		室内（ ）																																																										
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																																									
夏季	32.8℃		28℃	50%																																																									
冬季																																																													
24	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 （ ）	35 その他	6 その他																																																									
〇 25	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図面は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	共通工事																																																										
		〇 1 総合調整 (1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の調整 ○室内気流及びじんあいの調整 ○騒音、振動の調整 ○飲料水の水质の測定 ・雑用水の水质の測定 ○運転状態（総合調整結果）の記録																																																										
						<table><tr><td>工事名称</td><td>東村新規就業農業者センター設備工事（機械）</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和8年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>東村字 廣佐次 地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書（機械設備）－3</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>東村役場 農林水産課</td><td>縮尺</td><td>A1=N/S</td><td>A3=N/S</td></tr><tr><td>摘要</td><td colspan="4">図面番号 H-03</td></tr><tr><td rowspan="4">検印者</td><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">設計者</td><td>名称</td><td colspan="3">有限会社 結 設 計</td></tr><tr><td>資格者氏名</td><td>又吉 大輔</td><td colspan="2">第369342号</td></tr><tr><td rowspan="2">所在地</td><td>登録番号</td><td colspan="3">第122-3734号</td></tr><tr><td>所在地</td><td colspan="3">名護市宮里三丁目29番15号</td></tr></table>	工事名称	東村新規就業農業者センター設備工事（機械）	工事年度	令和8年度		工事場所	東村字 廣佐次 地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）－3		発注機関	東村役場 農林水産課	縮尺	A1=N/S	A3=N/S	摘要	図面番号 H-03				検印者	管理建築士	設計	製図														設計者	名称	有限会社 結 設 計			資格者氏名	又吉 大輔	第369342号		所在地	登録番号	第122-3734号			所在地	名護市宮里三丁目29番15号		
工事名称	東村新規就業農業者センター設備工事（機械）	工事年度	令和8年度																																																										
工事場所	東村字 廣佐次 地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）－3																																																										
発注機関	東村役場 農林水産課	縮尺	A1=N/S	A3=N/S																																																									
摘要	図面番号 H-03																																																												
検印者	管理建築士	設計	製図																																																										
設計者	名称	有限会社 結 設 計																																																											
	資格者氏名	又吉 大輔	第369342号																																																										
所在地	登録番号	第122-3734号																																																											
	所在地	名護市宮里三丁目29番15号																																																											

特記事項

別表－１（関連工事との取り合い）

工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	・
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	・	
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※	・	※
	架台、アンカーボルト	※	・	・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・	・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	・	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	型枠の穴埋め	※	・	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	※	・	・
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	※
インサート	インサート	※	・	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	・	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	・
	上記の配線	・	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	・	・
	上記の配管、配線	・	・	・
自動制御	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	・
浄化槽	コンクリート躯体	※	・	・
	基礎コンクリート	※	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	※	・	・
	残土処理	※	・	・
	防護柵	※	・	・
	土止め工事	※	・	・
	保護砂	※	・	・
	湧水処理	※	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	※	・	・
	操作盤までの１次側電気工事	・	※	・
	操作盤以降の２次側電気工事	※	・	・
樋	ルーフドレイン及び立て樋	※	・	・
	立て樋接続用埋設横引管	※	・	・
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・	・	※
	上記の配管接続	※	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	・	・	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	・	・	・
身障者用手すり	衛生器具廻り	・	・	・
	その他手すり	・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

別表－２（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6742（HVP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	水道用ポリエチレン管（軟質管）（JIS K 6762（PP）
給湯管	屋内一般配管	被覆銅管（JIS H 3330）
	屋内一般配管（機械室、浴室廻り）	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	〃
通気管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）
	機械室・便所配管	〃
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	〃
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	配管用炭素鋼銅管（JIS G 3452）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
特記事項		
※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。		
※		

工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事（機械）	工事年度	令和 8 年度
工事場所	東村字 慶佐次 地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）－ 4
発注機関	東村役場 農林水産課	縮 尺	A1＝N/S A3＝N/S
摘 要	図面番号		W-04
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	有限会社 結 設 計	
	資格者氏名	又吉 大輔 第369342号	
	登録番号	第129-3734号	
	所在地	名護市宮里三丁目29番15号	

機器表（衛生器具）

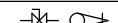
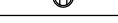
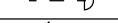
項目	品 名	適 用	品 番		仕 様（付 属 品）	数量	備 考
			TOTO	LIXIL			
衛生器具設備	洋風大便器	C1200S (国士文通表記)	CS232B SH232BA TC291 YH650	BC-110STU DT-5500BL CF-39AT CF-AA64/WA	腰掛式セミサイホン便器 壁給水型 普通便座 ロータンク（密結形） スパッド ワンタッチ式紙巻器（棚付二連） 床フランジ（メタル）、キャップ付AYボルト	1	トイレ
	洗面器		L210C TLS01101J	L-132G LF-E02	壁掛洗面器 ハンドル式単水栓 止水栓（アングル形） 排水金具（Pトラップ）	1	トイレ
	化粧鏡		YM3035F	KF-3035A	耐食鏡（300×350×5）	1	シャワー室
	タオル掛		TS113A1R	KF-11S	ステンレス製（477×67×62）	1	シャワー室
	シャワーセット		TBV03301J1	BF-KA147TSG	サーモスタット付壁付シングルレバーシャワー	1	シャワー室
	自在水栓	13-F5	T130AUN13C	LF-12F-13U	泡末自在水栓	1	給湯室
	万能ホーム水栓	13-F7	T200SNR13C	LF-7R-13-U	節水型	3	洗い場
	カップリング付水栓	13-F12	T28AUNH13	LF-35-13-CV	節水型	1	屋外
	掃除用水栓				B22A（三栄） ※洗面器止水栓に取付	1	WC
備	水栓柱				樹脂製	1	屋外

特記事項
1、品番の型番及び社名は参考とする。

機器表

記号	名称	機器仕様	設置場所	数量	備考
GWH-1	ガス湯沸器	型 式：屋外壁掛型 強制排気方式（RF型） 能 力：16号 給湯方式：先止式 ガス消費量：30.0kw（参考） 附属品：リモコン 伸縮継手 ケーブル（リモコン用） 配管カバー その他一式	屋外	1	JIS S 2075
P-1	給水ポンプ	型 式：加圧ポンプ（吐出し圧力一定インバーター制御、単独運転） 電 源：1φ100V×0.4kW 能 力：25A×36ℓ/分×25m 附属品：電装箱 アキュムレータ ポンプカバー ファインセンサー 他標準附属品一式	屋外	1	コンクリート基礎 （建築工事）
TW-1	受水槽	材 質：ステンレス製（円筒型） 容 量：1.0m ³ 寸 法：1,140φ×1,000H 附属品：鋼製架台（溶融亜鉛めっき製）H=500 給水口、排水口、OF、通気口他	屋外	1	コンクリート基礎 （建築工事）
J-1	合併処理浄化槽	材 質：FRP製（ユニット型） 規 格：5人槽 寸 法：980*2,210*1,770H（本体（参考）） 附属品：放流ポンプ槽、マンホール蓋 φ450、（FRP製） 〃：ブローポンプ、固形塩素剤 他	屋外	1	※上部コンクリート

凡 例

図示記号	名 称	備 考	図示記号	名 称	備 考
———	給 水 管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管（HI-VP）	—  —	フレキシブル継手	一般配管ステンレス製、FRP製水槽廻りゴム製
——G——	ガ ス 管	ポリエチエン被覆銅管（JIS G 3477-2）	—  —	フレキシブル継手	球型合製ゴム製
—— ——	給湯管	被覆銅管（JIS H 3300）		給 水 栓	立栓、横栓 クロムメッキ仕上
———	排 水 管	硬質ポリ塩化ビニール管（VP）		ガスコック	
-----	通 気 管	硬質ポリ塩化ビニール管（VP）	—  —	ガスメーター	
——R——	冷 媒 管	冷媒用被覆銅管		粉末消火器	ABC-4型
——D——	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニール管（VP）		床上排水口	防水型 非防水型
——RD——	雨 水 管	硬質ポリ塩化ビニール管（VP）		床上掃除口	防水型 非防水型
———	床下掃除口	塩ビ製	— —  —	通気金物	埋込型 アルミ製
	仕 切 弁	50以下青銅製、65以上鉄製		立上り、立下り	
	逆 止 弁	50以下青銅製、65以上鉄製			

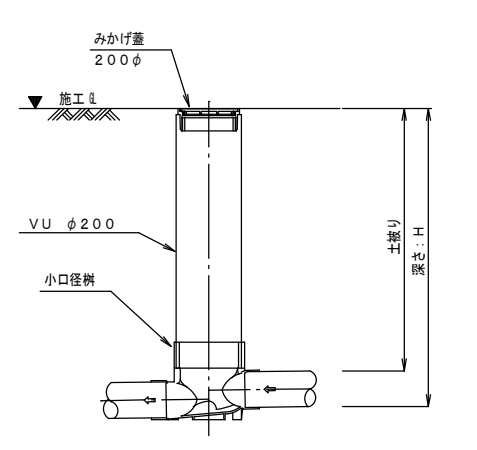
機器表（換気設備）

記号	名称	機器仕様	設置場所	数量	備考
FE-1	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：40m ³ /h×5Pa 1φ100V×9.3W 付 属 品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付）φ100	シャワー室	1	
FE-2	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：70m ³ /h×11Pa 1φ100V×9.3W 付 属 品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付）φ100	トイレ	1	※24時間換気
FE-3	天井用換気扇	型 式：天井埋込型 低騒音型（樹脂製） 能 力：120m ³ /h×36Pa 1φ100V×15.5W 付 属 品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付）φ100	会議室	2	
OA-1	自然給気口	型 式：壁取付型（外気清浄フィルター付） 風量調節機能付 口 径：φ100 付 属 品：パイプフード（深型ステンレス製、防虫網付）φ100	会議室	1	

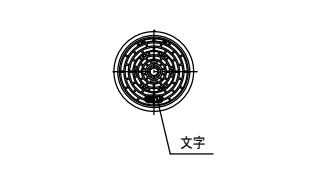
樹規格表

樹規格表							
記号	樹種	深 さ		寸 法	勾 配	フ タ	備 考
		IN	OUT				
	小口径インパート樹	300	310	φ200（φ100×90°L）	1.00%	φ200	樹脂製
	小口径インパート樹	340	350	φ200（φ100×90°LT）	1.00%	〃	〃
	小口径インパート樹	380	390	φ200（φ100×90°LT）	1.00%	〃	〃
	小口径インパート樹	420	430	φ200（φ100×90°L）	1.00%	〃	〃
	小口径インパート樹	470	480	φ200（φ100×ST）	1.00%	〃	〃

特記事項
1、汚水樹の流入、流出側にVP/VU変換継手を取付汚水の流れを円滑にする事。（小口径樹）
2、G L-数値は管底を示す。

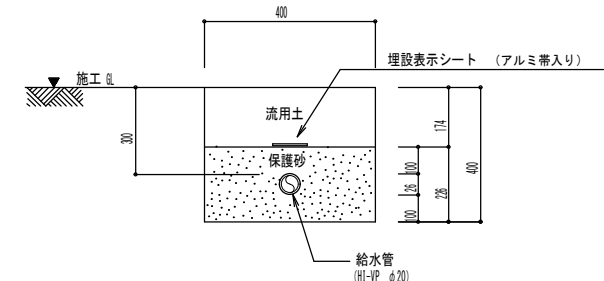
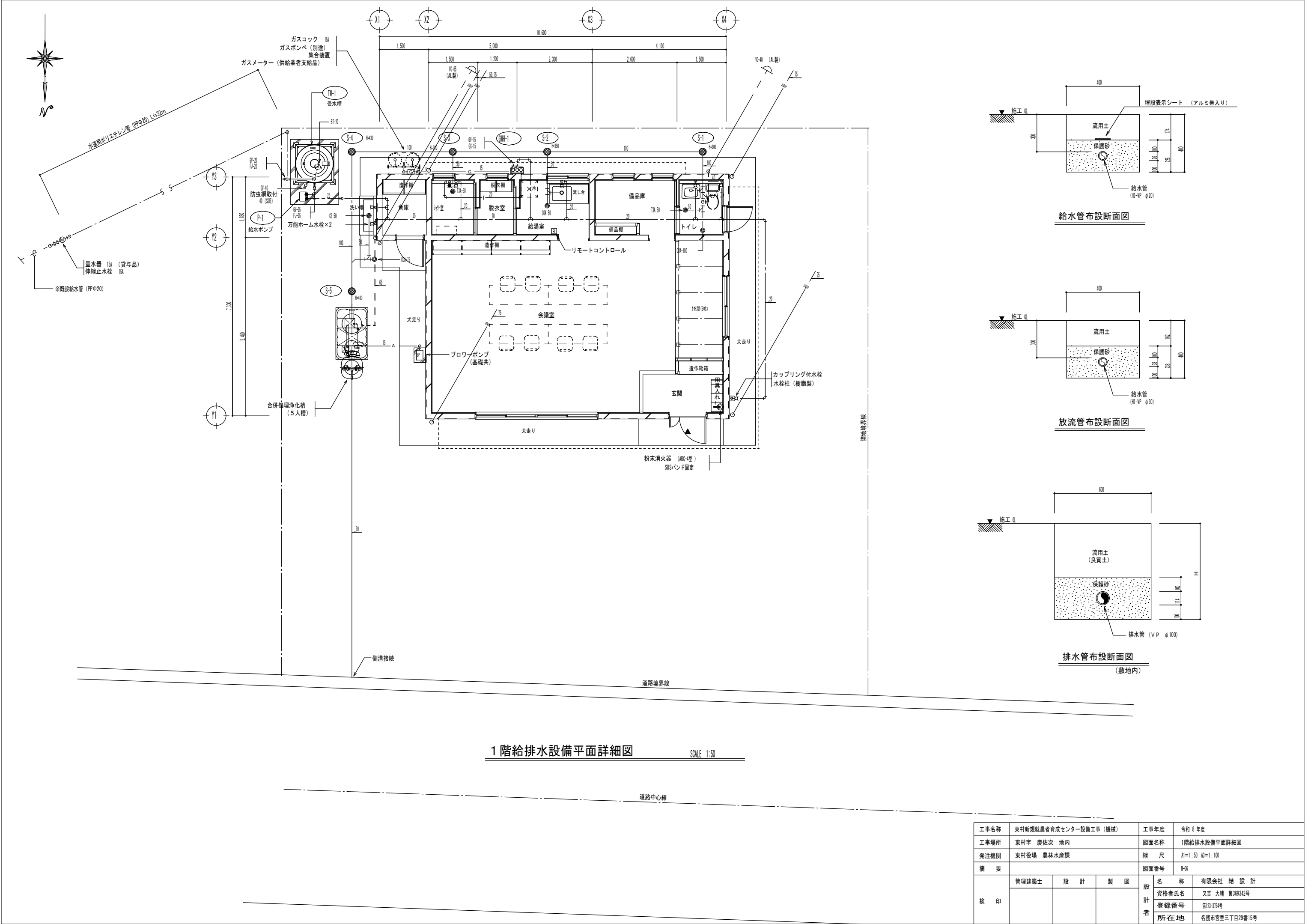


小口径樹断面図

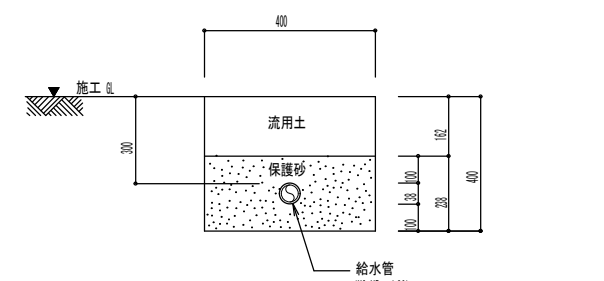


小口径樹平面図
汚水用（樹脂製）

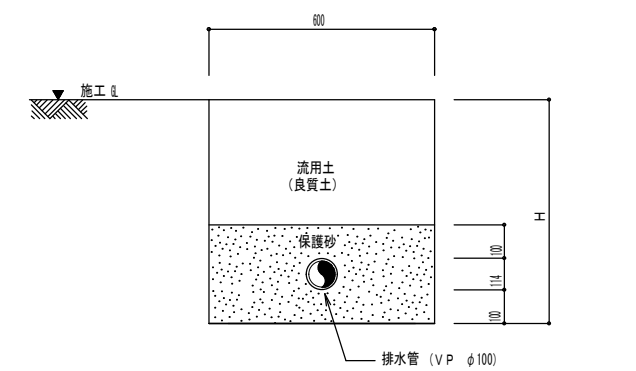
工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事（機械）			工事年度	令和8年度	
工事場所	東村字 慶佐次 地内			図面名称	機器表・凡例	
発注機関	東村役場 農林水産課			縮 尺	A1=N/S A3=N/S	
摘 要				図面番号	W-05	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	有限会社 結 設 計
					資格者氏名	又吉 大輔 第368342号
					登録番号	第123-3704号
					所在地	名護市宮里三丁目29番15号



給水管布設断面図



放流管布設断面図



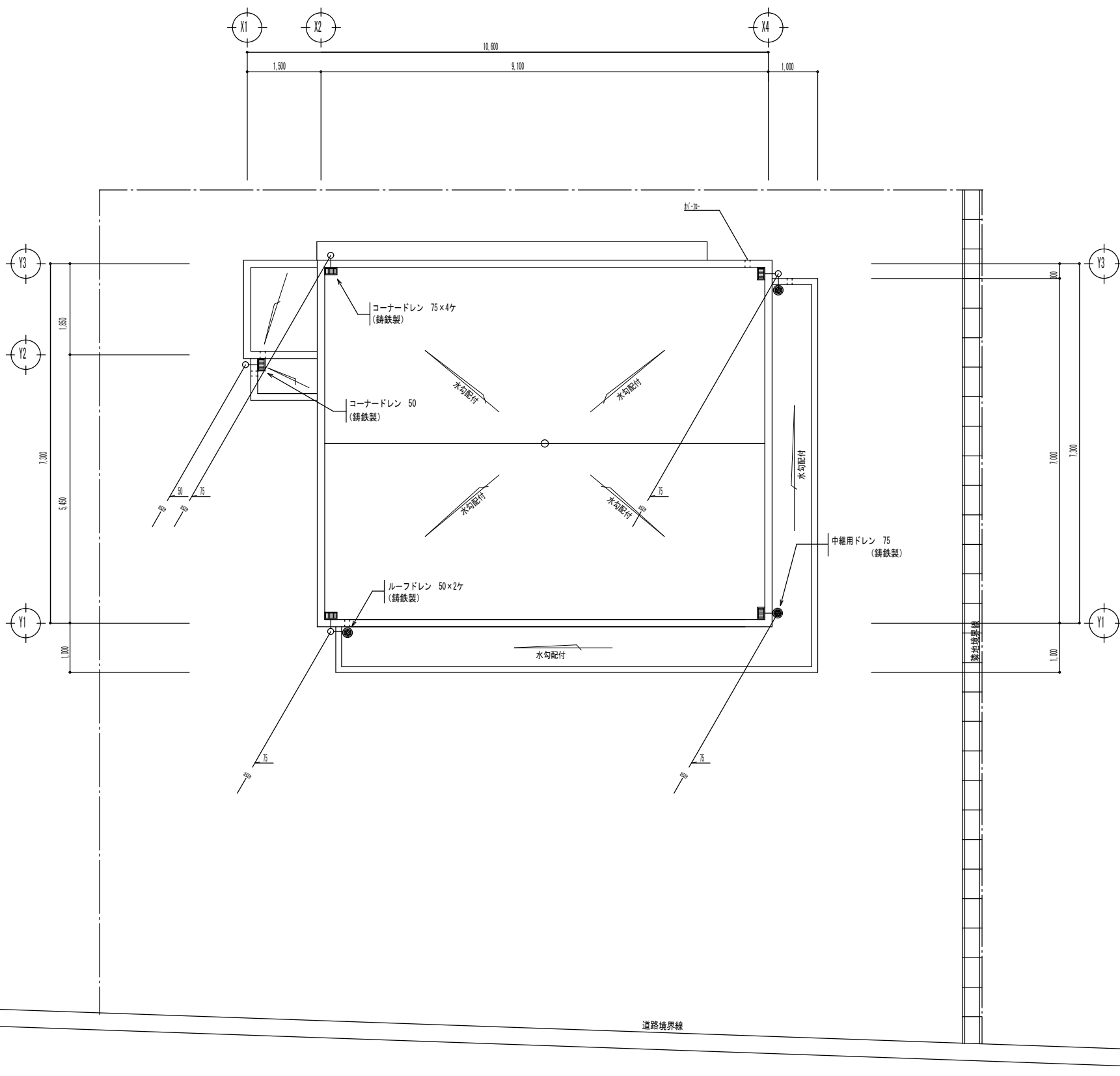
排水管布設断面図

(敷地内)

1 階給排水設備平面詳細図

SCALE 1:50

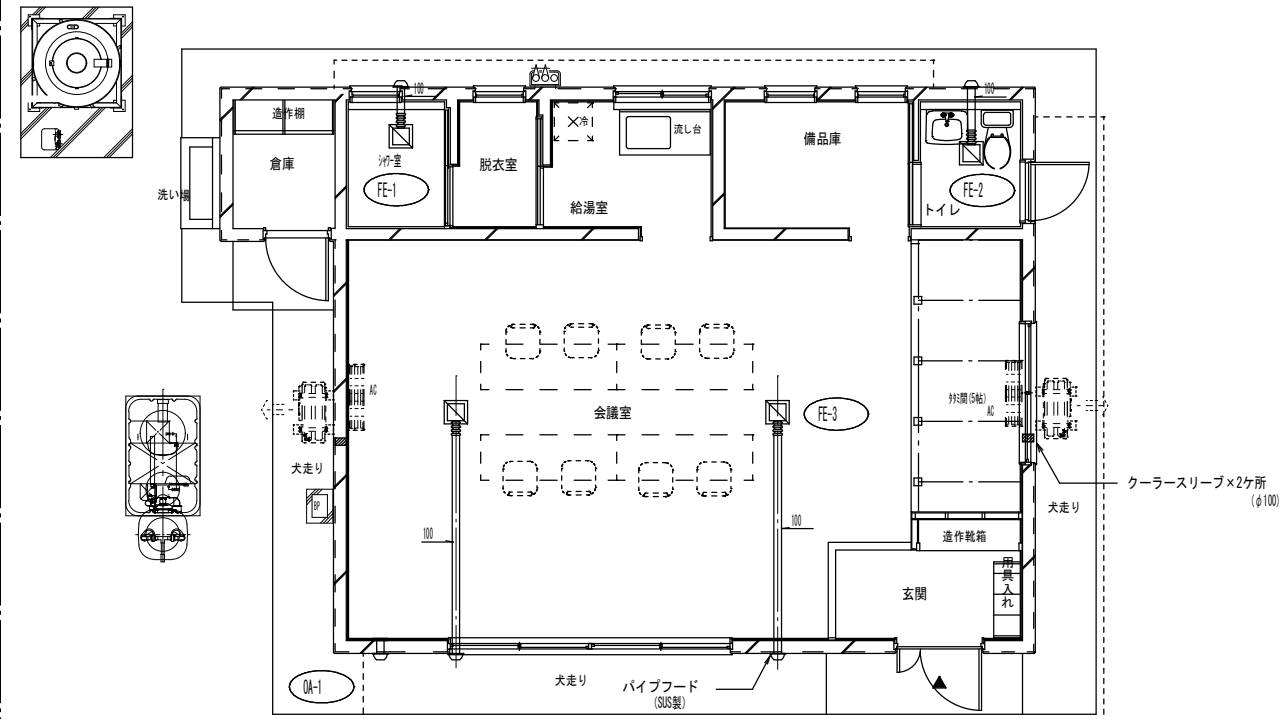
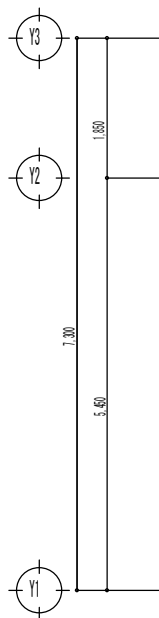
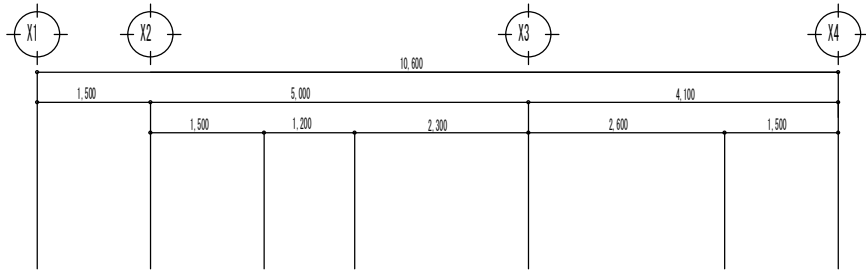
工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事（機械）	工事年度	令和 3 年度
工事場所	東村字 慶佐次 地内	図面名称	1階給排水設備平面詳細図
発注機関	東村役場 農林水産課	縮 尺	A1=1:50 A3=1:100
摘 要		図面番号	II-46
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	有限会社 結 設 計	
	資格者氏名	又吉 大輔 第309342号	
	登録番号	第122-3734号	
	所在地	名護市宮里三丁目29番15号	



R 階給排水設備平面詳細図

SCALE 1:50

工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事（機械）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	東村字 慶佐次 地内			図面名称	R 階給排水設備平面詳細図	
発注機関	東村役場 農林水産課			縮 尺	A1=1:50 A3=1:100	
摘 要				図面番号	W-07	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者 名 称	有限会社 結 設 計	
				資格者氏名	又吉 大輔 第368342号	
				登録番号	第123-3704号	
				所在地	名護市宮里三丁目29番15号	

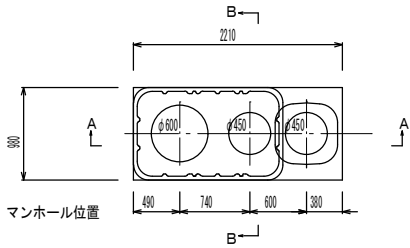


換気設備平面詳細図

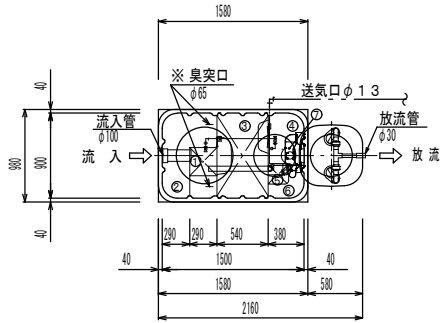
SCALE 1:50

道路中心線

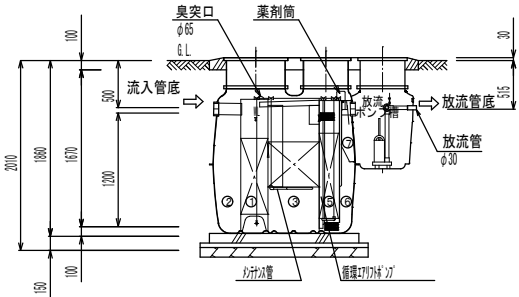
工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事（機械）			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	東村字 慶佐次 地内			図面名称	換気設備平面詳細図	
発注機関	東村役場 農林水産課			縮 尺	A1=1:50 A3=1:100	
摘 要				図面番号	H-08	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者 名 称	有限会社 結 設 計	
				資格者氏名	又吉 大輔 第368342号	
				登録番号	第123-3704号	
				所在地	名護市宮里三丁目29番15号	



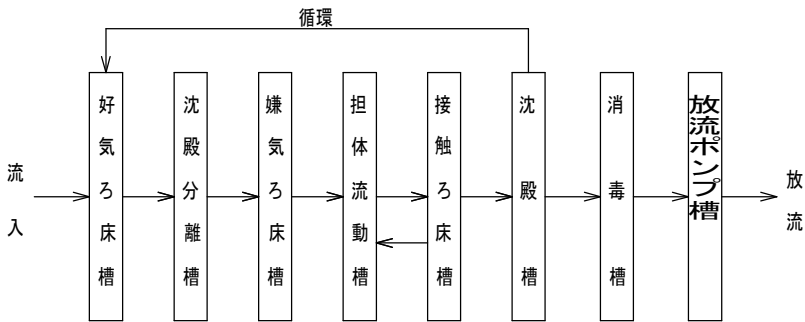
頂版開口図 SCALE 1:40



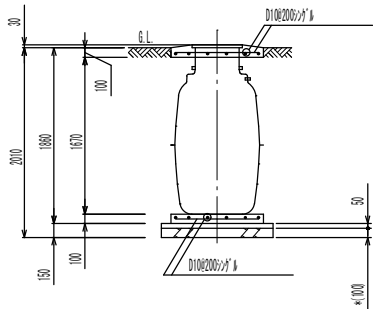
平面図 SCALE 1:40



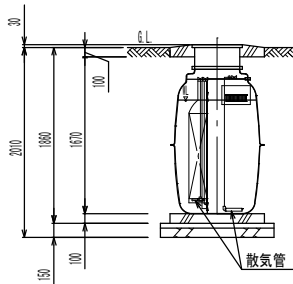
A～A断面図 SCALE 1:40



フローシート



B～B断面配筋図 SCALE 1:40



B～B断面図 SCALE 1:40

仕 様	
種類 / 型式	合併処理／KZⅡ-5 (D)
処 理 方 法	担体流動接触ろ床循環方式
処理対象人員	5 人
一人当り汚水量	0. 2 m ³ /人・日
計画汚水量	1. 0 m ³ /日
流入水BOD濃度	200 mg/L
放流水BOD濃度	20 mg/L
BOD除去率	90 %以上
流入水T-N濃度	45 mg/L
放流水T-N濃度	20 mg/L
T-N除去率	56 %以上
流入水SS濃度	160 mg/L
放流水SS濃度	15 mg/L
除 去 率	91 %以上
有 効 容 量 m ³	
① 嫌気ろ床槽	0. 105
① 沈殿分離槽	0. 432
① 嫌気ろ床槽	0. 528
① 担体流動槽	0. 205
⑤ 接触ろ床槽	0. 040
⑤ 沈 殿 槽	0. 083
① 消 毒 槽	0. 015
総 容 量	1. 408
① 放流ポンプ槽	0. 060
電 気 機 器 仕 様	
送風機	60L/分 (0. 015MPa)
	100V, 35W, 1台
放流ポンプ	40L/分×3. 9m×0. 15kW×2台
	100V, フロートスイッチ付 自動交互運転

開口蓋一覧表					
記号	寸 法	数 量	仕 様	材 質	買
H1	φ450	2	1500K	蓋、枠：SS (亜鉛ドブ)	
H2	φ600	1	1500K	蓋、枠：SS (亜鉛ドブ)	

配管仕様	露出配管 (プロワ廻り)	H1-V P
	土中配管	H1-V P
	槽内配管	メーカー仕様

註 記	
1.	マンホールはFRP製とする。(ボルトロック式、防臭バッキン付)
2.	エア配管はH1VPとする。
3.	図中のGLは浄化槽位置での仕上げ高さとする。
4.	埋め戻しは砂にて行い水締めを十分行う事。
5.	フローポンプは接地 (D種) を行う事。
* 捨てコンクリート強度 18N/mm ² スランプ15	
有筋コンクリート強度 24N/mm ² スランプ18	
無筋コンクリート強度 18N/mm ² スランプ18	

工事名称	東村新規就農者育成センター設備工事 (機械)			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	東村字 慶佐次 地内			図面名称	浄化槽設備図	
発注機関	東村役場 農林水産課			縮 尺	A1=1: 40 A3=1: 80	
摘 要				図面番号	H-09	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	有限会社 結 設 計
					資格者氏名	又吉 大輔 第368342号
					登録番号	第123-3704号
					所在地	名護市宮里三丁目29番15号